資料２

（案）

大阪港自然災害対策アクションプラン

～大阪港地震・津波対策アクションプランの改編～

令和４年３月

大阪港自然災害対策連絡会議

目　次

１．　「大阪港自然災害対策アクションプラン」策定の目的・・・・・・・・・・・・２

２．　大阪港自然災害対策アクションプランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．　アクションプランの継続体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４．　大阪港自然災害対策アクションプラン　アクション項目・・・・・・・・・・６

５．　アクション項目別達成期間・実施主体・小会議一覧・・・・・・・・・・・・１６

「大阪港自然災害対策アクションプラン」の策定について
～「大阪港地震・津波対策アクションプラン」の改編～

１．「大阪港自然災害対策アクションプラン」策定の目的

大阪港においては、東南海・南海地震による津波被害を最小限に抑制するため、平成 18 年 6 月に学識経験者、関係行政機関、市民、港湾関係事業者の代表などからなる「大阪港地震・津波対策検討委員会」を設置し、平成 20 年 4 月にその行動計画となる「大阪港地震・津波対策アクションプラン」を策定し、各実施主体が主体的にアクション項目に取り組んできた。

その後、アクションプランを実施していく段階において新たに生じた課題に対応するため、定期的に「大阪港地震・津波対策連絡会議」を開催し、PDCA サイクルにより見直しを実施、実効性の高い防災・減災対策を目指してきた。

こうした中、平成 30 年に台風第 21 号をはじめ、大型の台風が大阪港に次々と来襲し、港湾施設が大きな被害を受けたことから、平成 31 年 3 月 27 日の「大阪港地震・津波対策連絡会議」において、台風対策を併せたアクションプランとして充実させるべきとなったことから、「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せ、「大阪港自然災害対策アクションプラン」として、令和 3 年 3 月に新たに策定したものである。

２．大阪港自然災害対策アクションプランの体系

大阪港自然災害対策アクションプランにおける計画期間、実施方針(基本理念、減災目標、施策の方向性)、及び施策展開(施策項目、アクション目標、アクション項目)は以下の通りである。

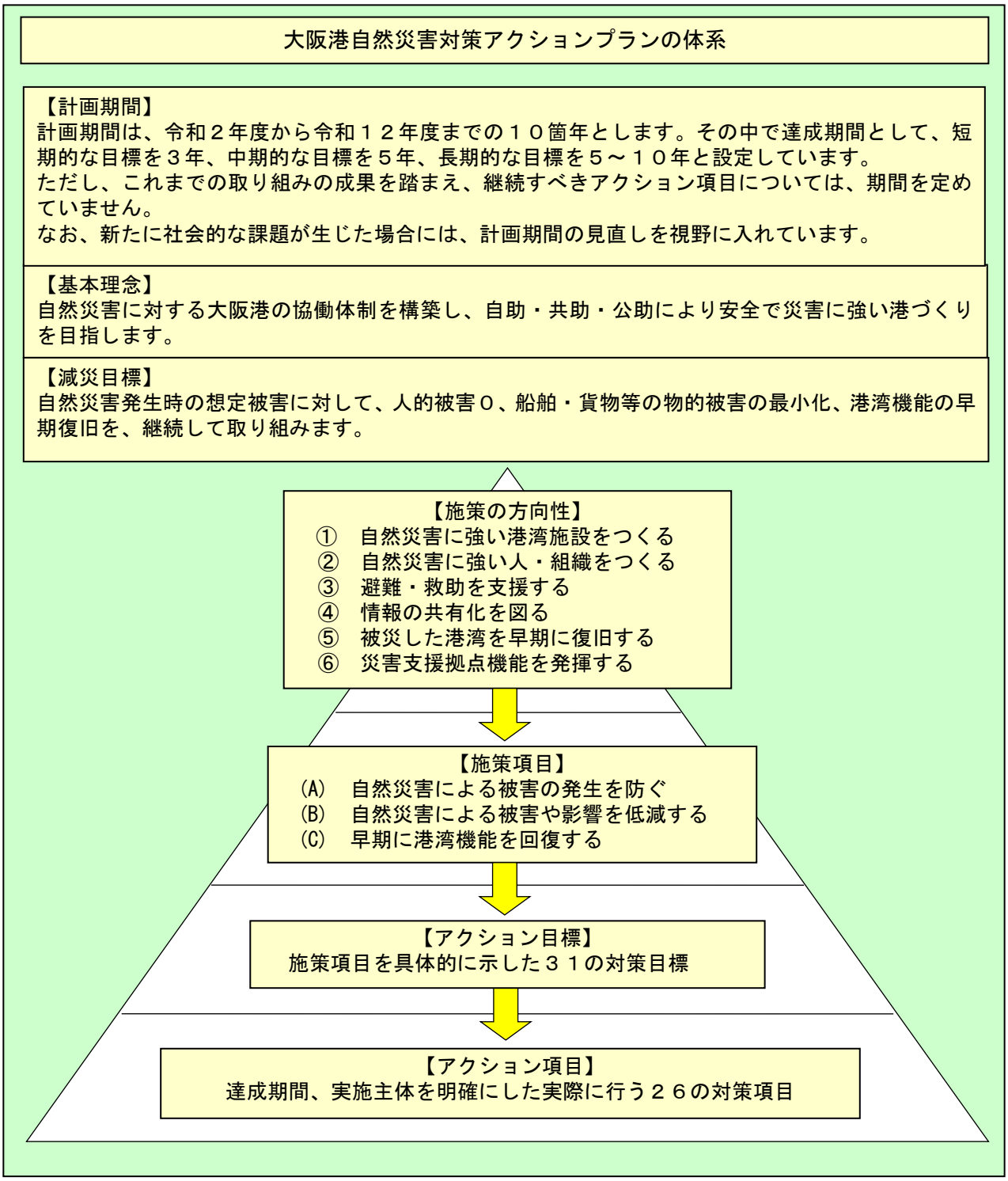

アクション目標について

（１）堤内地の浸水被害の防止

（２）津波波力の低減

（３）堤内地の浸水被害の低減

（４）堤外地の浸水被害の低減

（５）流出被害低減機能の確保

（６）物流機能の確保

（７）堤内地の浸水被害防止体制の確保

（８）津波波力の低減体制の確保

（９）人の避難体制の確保

（10）堤内地の浸水被害低減体制の確保

（11）物流機能の被害低減体制の確保

（12）流出被害低減体制の確保

（13）防災意識の啓発

（14）情報伝達体制の確保

（15）防災機能復旧体制の確保

（16）物流機能復旧体制の確保

（17）船舶避難の迅速化

（18）人の避難の迅速化

（19）防潮扉閉鎖情報の充実

（20）船舶避難情報の充実

（21）避難情報の充実

（22）防災情報の普及

（23）情報伝達機能の確保

（24）復旧情報の共有

（25）支援情報の発信

（26）防潮機能の復旧

（27）復旧支援体制の確保

（28）物流機能の復旧

（29）波及被害の低減

（30）物流機能の支援

（31）復旧活動の支援

３．アクションプランの継続体制

大阪港自然災害対策アクションプランは、実施段階において、アクションプランの達成度評価やアクション項目の見直しを行い、継続的な自然災害対策を推進します。

○　アクションプランの継続体制

各アクション項目は、策定時点における被害想定結果を基本として策定した対策であり、残された課題、及びアクションプランを実施していく段階において生じた新たな課題に対応して、アクションプランの見直しを PDCA サイクルにより継続的に実施し、対策を推進していきます。

アクション項目の内容については、実施段階において可能な限り数値目標を設定し、達成度を評価していきます。

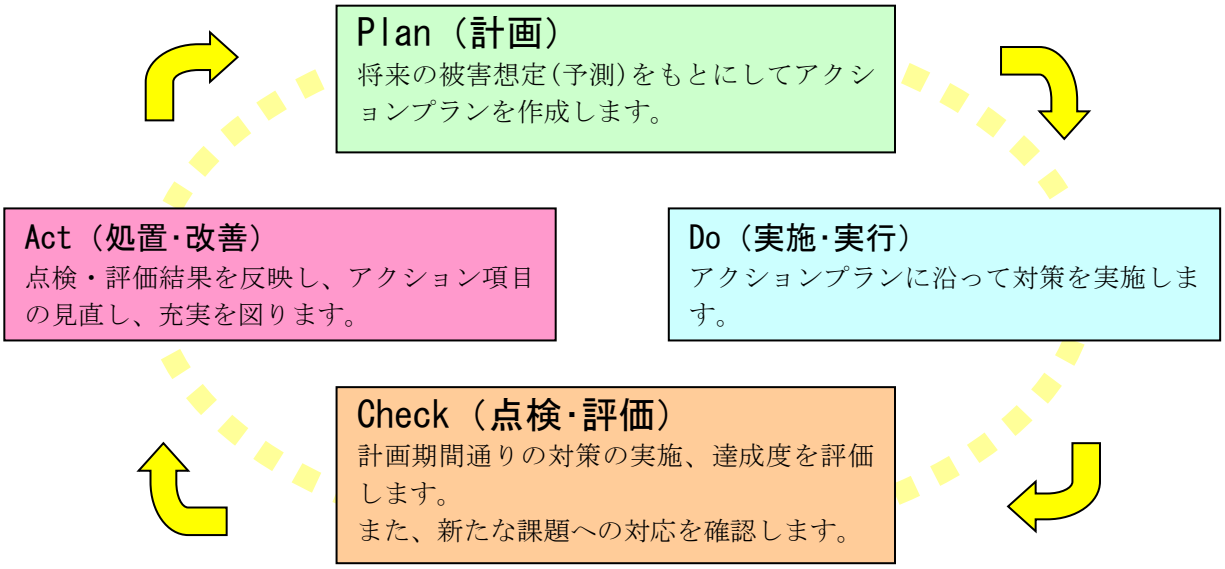

４．大阪港自然災害対策アクションプラン　アクション項目

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
1	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	各施設の定期点検と補修の継続・充実	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 近畿地方整備局防災室	→			【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】　維持管理関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ◆水門、防潮扉及び防潮堤等の定期点検、補修の継続 ①ー（A）ー（1）、②ー（A）ー（7） ・近畿地方整備局河川部、大阪府西大阪治水事務所、大阪市建設局、大阪港湾局 ◆防波堤の定期点検、補修の継続 ①ー（A）ー（2）、②ー（A）ー（8） ・大阪港湾局 ◆岸壁、物揚場の定期点検、補修の継続 ①ー（B）ー（6）、②ー（B）ー（11） ・近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局、大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社 （課題） 〇大阪港湾局 ・技能職員の退職不補充に伴い職員が減少しており、今後、直営による定期点検及び応急補修が実施できなくなる可能性がある。 ・年々老朽化が進行しているため、計画的に更新や改修をする時期である。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（1）	提内地の浸水被害の防止						
	対象被害項目	防潮対策・施設						
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（2）	津波波力の低減						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（7）	提内地の浸水被害防止体制の確保						
	対象被害項目	防潮対策・施設						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（8）	津波波力の低減体制の確保						
	対象被害項目	防潮対策・施設						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（11）	物流機能の被害低減体制の確保						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	【内容】	各管理主体が継続して各施設の適切な維持管理の取り組みを行う。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
2	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	在来地区の防潮堤の嵩上げ	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	■			【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】防潮施設関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・計画高と沈下量に応じ、優先度を設定して嵩上げを行っている。 ・令和3年度は残りの約1.1kmの嵩上工事を発注。（令和2年度：約5.2km対策済） ・令和４年度に防潮扉８基の嵩上工事を発注し、対策終了予定。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（1）	提内地の浸水被害の防止						
	対象被害項目	防潮対策						
	【内容】	経年沈下により、高潮災害時に必要な計画高さを有していない防潮堤の嵩上げを実施する。 （対象範囲） 大阪港高潮恒久計画（大阪市港湾局昭和42年策定）に基づく恒久計画高を下回る範囲						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
3	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	埋立地における浸水対策の実施	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部			■	【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】防潮施設関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・高潮対策（嵩上げ）工事を実施している。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（4）	提外地の浸水被害の低減						
	対象被害項目	防潮対策						
	【内容】	埋立地において、既設コンクリート擁壁や護岸の嵩上げ等により、台風による高潮被害から人命や立地企業等の資産を最大限防護し、浸水被害を最小化する。 （経過） 平成30年台風第21号の高波等により浸水被害を受けたことを踏まえ、大阪港高潮対策検討会の検討結果をもとに、令和2年度に詳細検討を行った。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
4	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（5） 対象被害項目 施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（12） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 流出被害低減機能の確保 船舶 自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 流出被害低減体制の確保 船舶	小型船舶被害低減策の強化・啓発	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 企業（マリーナ運営会社） 【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 船舶所有者				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ◆小型船舶係留索の強化、小型船舶の被害低減に向けた啓発 ・水面占用者への安全管理指導 ・業界団体等を通じた啓発事業 ・指導が必要な占用者への立入調査 ・チラシの配布 ・現地調査による現状把握及び文書による啓発 ◆放置艇・沈船の撤去による小型船等の適切な係留状態の確保 ・所有者への撤去指導 ・所有者不明船の撤去 ・沈船の撤去 ・船舶検査票による検査切れ対象船等の調査 （課題） ○大阪港湾局 ・啓発文書の船舶への取付等により係留状況は改善傾向であるが、依然として改善されない船舶もある。
	【内容】	各管理主体が継続して自然災害発生時の小型船舶による被害や影響を低減する取り組みを行う。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
5	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（6） 対象被害項目 施策の方向性⑥ 施策項目（B） アクション目標（30） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 施設・港湾機能 災害支援拠点機能を発揮する 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の支援 施設・港湾機能	耐震強化岸壁の整備	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪港湾局 【関連機関】 なし			■	【対象災害】地震・津波 【小会議分類】維持管理関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・国際海上コンテナターミナル（C-12）荷さばき地の耐震改良を実施している。 ・大阪港湾局では、平成29年2月から暫定供用している夢洲C12岸壁延伸部（延長250m、奥行き50m）の背後部分（奥行き50m～160mの範囲）について継続整備（直轄事業）している。　（令和5年度完了予定）
	【内容】	管理主体により、災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する。 （全体17バースのうち、９バース整備完了）						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
6	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（5） 対象被害項目 施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（6） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 流出被害低減機能の確保 物品・港湾機能 自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 港湾施設	コンテナ流出防止対策の継続	【実施主体】 大阪港運協会 企業（港運会社） 【関連機関】 大阪港湾局 阪神国際港湾株式会社 近畿地方整備局港湾空港部				【対象災害】地震・津波、台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・自然災害時の事前防災行動として、コンテナを３段積程度とし、固縛器具によりコンテナ同士を接続する、重量のある実入りコンテナを空コンテナの上に置く、荷捌き地内の地盤が高いところにコンテナを置くなどの対策を継続実施する。 ・大阪港運協会は、空コンテナ保管事業者に対し、台風・高潮などの情報共有により日常的な啓発を行っている。 （課題） ○大阪港運協会 ・津波のような突発的な自然災害に対しては、対応が難しい。
	【内容】	台風に伴う暴風時や、地震による津波等において、コンテナの飛散、荷崩れ、流出防止対策を実施する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
7	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	堤外地における受変電設備の嵩上げ	【実施主体】 阪神国際港湾株式会社 大阪港埠頭株式会社 【関連機関】 大阪港湾局 近畿地方整備局港湾空港部	■			【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】維持管理関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・高潮対策（嵩上げ）工事契約を締結した。（令和4年度中にC2、令和5年度中にC3の完了予定）
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	港湾機能						
	【内容】	高潮災害時に備え、コンテナ埠頭の受変電設備について、嵩上げを実施する。 （経過） 平成30年台風第21号の高波等により浸水被害を受けたことを踏まえ、大阪港高潮対策検討会の検討結果をもとに、令和2年度に詳細検討を行った。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
8	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	荷役機械の暴風・浸水対策	【実施主体】 大阪港湾局 阪神国際港湾株式会社 大阪港運協会 企業（港運会社） 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部	→	→	→	【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】維持管理関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 〇大阪港湾局 ・暴風時において、逸走防止装置や転倒防止装置で固定するよう対策を実施している。 ・浸水被害があっても即時に部品交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管するなど引き続き検討を行う。 ・荷役機械（ｶﾞｿﾘﾘｰｸﾚｰﾝ）の継続使用や廃止又は更新の検討を行う。 〇大阪港運協会 ・荷役機械保有事業者に対し、台風・高潮などの情報共有および日常的な啓発を実施している。 〇阪神国際港湾株式会社 ・台風接近に伴う暴風時の事前防災行動として、荷役機械の逸走、荷役機械のアンカー等による固定や荷役車両の退避等を実施している。 （課題） 〇大阪港湾局 ・年々老朽化が進行しているため、更新や大規模改修を検討する時期である。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	港湾機能						
	【内容】	台風に伴う暴風時における、荷役機械の逸走、倒壊対策を検討し、実施する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
9	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	上屋建物の暴風に対する補強の実施	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	→	→	→	【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】維持管理関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・大阪港湾局が所管する上屋建物のシャッター等については、取り換え工事時において、台風に対応したものに順次整備していく。　※上屋建物の棟数：８１棟 （令和3年度：上屋4棟のシャッター取替を実施、令和4年度：上屋5棟のシャッター取替を実施予定）
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	港湾機能						
	【内容】	台風に伴う暴風時において、上屋の機能を確保するための対策を検討し、実施する。（上屋建物の屋根固定補強済。）						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
10	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	防潮堤耐震化の推進	【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 大阪市建設局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪市危機管理室	■			【対象災害】地震・津波 【小会議分類】防潮施設関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・防潮堤耐震化工事を実施している。（令和5年度完了予定） （課題） 〇大阪港湾局 ・此花地区の一部の区間においては、防潮堤耐震化工事の国直轄事業化が不可欠である。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	【内容】	各管理主体が堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
11	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（3） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 堤内地の浸水被害の低減 防潮対策	官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 臨港4区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 水防団 防潮扉管理企業 防潮扉近隣住民 【関連機関】 市民				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】防潮施設関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ◆防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保 ○近畿地方整備局河川部 ・浸水被害の可能性がある水門の遠隔操作設備は完了している。 ○大阪港湾局 ・災害時に必要となる資機材管理を実施している。 ◆研修・訓練の実施 ○大阪府危機管理室 ・必要な情報共有が図れるように情報伝達訓練や研修を実施している。 ○大阪府都市整備部事業管理室、大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所 ・国、大阪府、大阪市、水防事務組合他と合同で「淀川、神崎川防潮扉点検操作訓練」を実施している。 ○大阪港湾局 ・時間外防潮扉閉鎖班の閉鎖作業迅速化と確実性を確保することを目的として、定期的に研修・訓練を実施している。 ・簡易防潮設備設置作業の研修・訓練を定期的に実施。区役所等関係機関との情報伝達訓練を実施している。 ・防潮扉管理協定者への閉鎖指令伝達訓練を毎月実施。防潮扉閉鎖・避難訓練を毎年合同実施している。 ○臨港４区役所、水防団 ・官民合同で防潮扉閉鎖訓練を実施している。 ◆啓発活動の実施 ○大阪港湾局 ・防潮扉管理協定者に対し、作業等必要なとき以外は防潮扉を閉鎖するよう啓発を行っている。 ○水防団 ・水防団体制を充実させるため、水防団の紹介・団員募集に向けた啓発活動を継続する。 ◆防潮扉閉鎖体制の維持 ○大阪港湾局・大阪市危機管理室 ・防潮扉近隣(此花区 、港区、大正区、住之江区 、西区の一部（木津川以西))に居住する職員を対象とした時間外防潮扉閉鎖班を整備している。 （課題） ○臨港４区 ・水防団員の確保と高齢化およびコロナ禍による防潮扉閉鎖訓練の実施。 ○大阪港湾局 ・技能職員の退職不補充に伴い職員が減少しており、今後、直営による簡易防潮設備設置が実施できなくなる可能性がある。 ・防潮扉が300基以上と多いため、常時締切や使用状況により判断し、堤防化(コンクリート化)にするなどを計画的に実施し、減数するべきである。 ○水防団 ・水防体制の充実を図るため、継続的な啓発活動を行うとともに、新たな広報手段の検討を行う必要がある。
	施策の方向性② 施策項目（A） アクション目標（7） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害の発生を防ぐ 堤内地の浸水被害防止体制の確保 防潮対策						
	施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（10） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 堤内地の浸水被害低減体制の確保 仕組み作り						
	【内容】	自然災害発生時における防潮体制を万全とするため、防潮扉の閉鎖体制の充実と、それに伴う訓練を継続的に実施する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
12	施策の方向性② 施策項目（A） アクション目標（9） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害の発生を防ぐ 人の避難体制の確保 人	官民合同避難訓練実施に向けた支援	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 【関連機関】 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団				【対象災害】地震・津波 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ○大阪府西大阪治水事務所 ・津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施している。 ○大阪港湾局 ・大阪市震災総合訓練に併せて、官民合同で集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を継続実施している。また、引き続き、企業（港運会社、倉庫会社）に避難訓練の啓発を行っている。 ・大阪港運協会・大阪港湾労働組合協議会・臨港４区役所と連携し、港運事業者と港湾労働者を対象とした「防災勉強会」及び避難訓練を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により延期した。
	施策の方向性③ 施策項目（A） アクション目標（18） 対象被害項目	避難・救助を支援する 自然災害による被害の発生を防ぐ 人の避難の迅速化 人						
	【内容】	各管理主体が継続して官民合同による避難訓練の支援を行う。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
13	施策の方向性② 施策項目（A） アクション目標（7） 対象被害項目 施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（12） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害の発生を防ぐ 堤内地の浸水被害防止体制の確保 防潮対策 自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 流出被害低減体制の確保 物品	防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実	【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 水防団 【関連機関】 なし				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】防潮施設関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ◆放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実 ○大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所 ・河川域では、パトロールや巡視などを継続実施しており、占用者への指導等を通じて、適正な河川施設の利用に努めている。 今後も、対象域内における放置自動車、物品の監視・撤去指導を継続していく。 ○大阪港湾局 ・港湾域では、堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施および適正な使用について指導・是正措置を実施している。また、所有者不明の不法占用物品について撤去・竹木の除去作業を実施している。 今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。 ◆災害時における連携した放置自動車や物品の移動体制の確保 ○大阪港湾局、水防団 ・各実施主体において、関係団体と災害時協定を締結している。 今後も海岸法等の法手続きを視野に入れた指導強化に努める。 （課題） ○淀川左岸水防事務組合 ・災害時における放置物や放置自動車の対策を検討する必要がある。
	【内容】	各管理主体が継続して、防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の実施および災害時における連携した放置自動車、物品の移動体制を確保する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
14	施策の方向性② 施策項目（A） アクション目標（9） 対象被害項目 施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（13） 対象被害項目 施策の方向性③ 施策項目（A） アクション目標（18） 対象被害項目 施策の方向性④ 施策項目（A） アクション目標（21） 対象被害項目 施策の方向性④ 施策項目（B） アクション目標（22） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害の発生を防ぐ 人の避難体制の確保 人 自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 防災意識の啓発 施設・物品 避難・救助を支援する 自然災害による被害の発生を防ぐ 人の避難の迅速化 人 情報の共有化を図る 自然災害による被害の発生を防ぐ 避難情報の充実 人 情報の共有化を図る 自然災害による被害や影響を低減する 防災情報の普及 施設・物品	港湾で働く労働者等の防災・減災知識の充実と自主防災への意識の向上	【実施主体】 大阪府危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市消防局 臨港４区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 大阪港運協会 水防団 防潮扉管理企業				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ○大阪府危機管理室 ・南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域図とあわせて浸水面積、最大津波水位、最短到達時間、各種被害想定などをホームページに掲載した。また、各市町や浸水区域内事業者の津波防災計画作成や啓発活動の支援を実施している。 ○大阪府西大阪治水事務所 ・各機関の研修として、「津波・高潮ステーション」を活用し、防災に関する啓発活動を行っている。 今後も防災に関する啓発活動を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対するホームページの多言語化対応などの啓発活動を実施していく。 ○大阪市危機管理室 ・水害ハザードマップ（南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載）、市民防災マニュアルを見直し、ホームページを更新した。また、水害ハザードマップは、全戸配布を行った。 ○大阪港湾局 ・海岸法に基づく「大阪港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、ホームページへ掲載、自主的に訓練を実施することの啓発を行うことにより、防災意識・知識の向上を図っている。 また、要請に応じて防災講座等を実施し、自主防災組織の充実に向けた情報提供を行っている。 ・大阪港運協会・大阪港湾労働組合協議会・臨港４区役所と連携し、港運事業者と港湾労働者を対象とした「防災勉強会」及び避難訓練を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により延期した。 ○大阪市消防局（関連機関） ・本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。 ○大阪市港区役所（関連機関） ・港区防災マップを毎年更新し、ホームページ及び区広報誌にて公表している。 ○大阪港運協会（関連機関） ・日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を会員へ周知している。
	【内容】	港湾事業者や港湾労働者が自主的に適切な防災行動がとれるように、防災・減災知識の充実に向けた啓発活動を行い、自主防災への意識の向上を促す。 また、これらの取り組みから企業の防災能力を向上し、施設の浸水被害や物品の流出低減を図る。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
15	施策の方向性② 施策項目（A） アクション目標（9） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害の発生を防ぐ 人の避難体制の確保 人	関係機関による緊急時情報発信の充実	【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 大阪港湾局 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市消防局 大阪市建設局	→	→	→	【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】情報関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 〇大阪市危機管理室 ・大阪市防災アプリの啓発チラシを作成し、周知に大阪メトロのデジタルサイネージを活用した。 〇臨港４区役所 ・気象警報発令時や災害時に防災スピーカー及びSNSを利用した災害情報を発信している。 〇大阪港湾局 ・通信インフラ断絶時においても防潮扉管理協定者へ「防潮扉集中監視装置」のMCA無線を使用し確実に情報伝達及び確認が可能な状況となっている。 ・防潮扉管理協定者へ防潮扉集中監視装置による情報伝達訓練を実施している。（１回/月の訓練） 〇大阪港運協会 ・各関係機関との連絡体制を整備・更新している。 〇大阪市建設局（関連機関） ・各防災機関からの情報を収集、情報共有を実施している。 （課題） 〇臨港４区 ・防災スピーカーは建物内や場所により聞きとれない。
	施策の方向性③ 施策項目（A） アクション目標（18） 対象被害項目	避難・救助を支援する 自然災害による被害の発生を防ぐ 人の避難の迅速化 人						
	施策の方向性④ 施策項目（A） アクション目標（21） 対象被害項目	情報の共有化を図る 自然災害による被害の発生を防ぐ 避難情報の充実 人						
	施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（14） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 情報伝達体制の確保 仕組み作り						
	施策の方向性④ 施策項目（B） アクション目標（23） 対象被害項目	情報の共有化を図る 自然災害による被害や影響を低減する 情報伝達機能の確保 施設・物品						
	【内容】	各管理主体により継続して、緊急時の情報発信や連絡体制を確保する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
16	施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（9） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 人の避難体制の確保 人	高潮避難に関する避難情報発令基準の作成	【実施主体】 大阪市危機管理室 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪港湾局	■			【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】大阪港ＢＣＰ・海上対策関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・浸水想定シミュレーション結果に基づき、高潮避難に関する検討を行い、令和2年8月に大阪港湾局（旧府営港湾）により高潮浸水想定区域が指定・公表している。 ・大阪市危機管理室では、「避難情報に関するガイドライン(旧:避難勧告等に関するガイドライン)」が、改定・公表されたことにより、避難情報呼称及び警戒レベル区分の見直しを行った。 引き続き、避難情報等に関するガイドラインの改定等に併せて、更新していく。
	【内容】	高潮避難に関する検討を行い、避難情報発令基準を作成する。 （経過） 令和元年12月に大阪府河川整備審議会「第４回高潮専門部会」において、「想定し得る最大規模の高潮」で浸水想定シミュレーション結果が示された。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
17	施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（9） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 人の避難体制の確保 人	新たな高潮浸水想定図に基づくハザードマップ・避難計画の作成	【実施主体】 大阪市危機管理室 企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 【関連機関】 大阪府危機管理室 臨港４区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 大阪港湾局	■			【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】大阪港ＢＣＰ・海上対策関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・浸水想定シミュレーション結果に基づき、令和2年8月に大阪港湾局（旧府営港湾）により高潮浸水区域が指定・公表している。 〇大阪市危機管理室 ・水害ハザードマップの更新に併せて、高潮浸水想定区域図を掲載した。 引き続き、ホームページ等を活用し、市民等への周知・啓発を行っていく。 〇企業（港運会社、船社、倉庫会社等） ・大阪市域の避難発令基準等をもとに避難計画を作成する。
	【内容】	施設の災害への備えとしてリスクやとるべき行動を平時から確認するため、水害ハザードマップや避難計画を作成する。 （経過） 令和元年12月に大阪府河川整備審議会「第４回高潮専門部会」において、「想定し得る最大規模の高潮」で浸水想定シミュレーション結果が示された。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
18	施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（14） 対象被害項目 施策の方向性④ 施策項目（B） アクション目標（23） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 情報伝達体制の確保 仕組み作り 情報の共有化を図る 自然災害による被害や影響を低減する 情報伝達機能の確保 仕組み作り	定期的な防災連絡会議（委員会）等の開催による情報共有	【実施主体】 近畿地方整備局防災室 近畿地方整備委局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 臨港4区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 大阪港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 【関連機関】 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業 （電気、ガス、電話事業者、OSAKAMETRO）				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】情報関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ◆会議等 〈大阪湾港湾広域防災協議会〉・〈大阪湾港湾機能継続計画推進協議会〉 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。（近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局） 〈湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議〉 津波浸水害からの大阪市西部８区内における2次避難対策として、避難及び受入計画の策定を検討している。 （臨港４区役所） ◆訓練等 ・堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練（近畿地方整備局港湾空港部・大阪海上保安監部） ・大阪府地震・津波災害対策訓練（近畿地方整備局河川部・大阪海上保安監部・大阪府危機管理室） ◆その他 ・派遣情報（TEC-FORCE通信）をHPで情報発信（近畿地方整備局防災室・近畿地方整備局河川部） ・ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 （近畿地方整備局防災室・近畿地方整備局河川部） ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 （近畿地方整備局防災室・大阪府危機管理室） ・「防災とボランティアの日」講演会（近畿地方整備局防災室） ・水防情報等に関するWEB講習会及び水防工法実技講習会 ≪新型コロナウィルス感染拡大リスク回避のため淀川水防・大阪府地域防災総合演習を中止したことによる代替措置≫ （大阪府都市整備部事業管理室・大阪府都市整備部河川室・大阪府西大阪治水事務所・大阪市建設局） ・大阪船主会勉強会 （「大阪港における地震・津波発生時の防災対策について」大阪港湾局　防災・施設担当部長による講話を受講） （課題） 〇大阪海上保安監部、大阪府警察本部 ・コロナ禍下の密にならない訓練打合せ等、他機関との効率的な情報共有方法を検討する必要がある。 〇臨港４区 ・2次避難における避難所までが長距離となる。 ・高齢者や障がい者の移動の検討が必要である。 〇淀川左岸水防事務組合、神戸海難防止研究会 ・新型コロナウィルス感染症対策上、緊急事態宣言等が発出された際には、訓練や講演会を中止せざるを得ず、新たな取り組み方法を検討する必要がある。 〇大阪船主会 ・各会員（各船主会社）が各々独自の防災対策を社定しており、それらを共有・統合することは難しい。
	【内容】	各実施主体は継続して、会議・訓練などを通じて、情報共有を行う。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
19	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（15） 対象被害項目 施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（26） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 防潮機能復旧体制の確保 防潮対策 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 防潮機能の復旧 防潮対策	防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保	【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 【関連機関】 企業（建設業）				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】復旧対策関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・各実施主体において、（一社）日本建設業連合会・（一社）大阪建設業協会・（社）日本埋立浚渫協会近畿支部・（一社）日本橋梁建設協会・（公社）土木学会関西支部・（社）浚渫業協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 ・大阪市建設局では、災害時の応援復旧の協力に関する協定に基づき、意見交換を実施している。 （課題） 〇大阪港湾局 ・包括的協定の実効性を向上させる必要がある。
	【内容】	自然災害発生における防潮堤応急復旧対策の実施体制を継続する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
20	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（16） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 船舶・港湾機能	被災状況調査の充実	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市危機管理室 企業（航空調査会社）	→			【対象災害】地震・津波、台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】復旧対策関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ○近畿地方整備局港湾空港部 ・港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係７団体（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部）の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」の見直しを実施した。 ○大阪府西大阪治水事務所 ・防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。 ○大阪港湾局 ・災害時における調査等の相互協力について土木学会関西支部と協定を締結している。 ・大阪湾ＢＣＰの情報伝達に係る訓練に参加している。 ・「ドローン」を始めとする新たな技術を導入し、迅速かつ安全な日常点検作業並びに災害発生時の迅速な被災状況の把握を行うため活用している。飛行・撮影の現地調整及び国土交通省航空局の許可が得られた防潮堤に対し運用を行い、災害発生時の対応に備えている。
	施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（28） 対象被害項目	被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 船舶・港湾機能						
	施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（24） 対象被害項目	被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 復旧情報の共有 港湾機能・施設						
	【内容】	各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
21	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（16） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 船舶・物品・港湾機能	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	【実施主体】 大阪港湾局 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪輪広域臨海環境整備センター 企業（建設業）	■			【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】復旧対策関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・大阪市震災総合訓練に併せて、民間事業者にマニュアルの周知を図った。
	施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（28） 対象被害項目	被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 船舶・物品・港湾機能						
	【内容】	被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
22	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（16） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 船舶・港湾機能	官民連携による大阪港復旧体制の継続	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業（建設業） 岸壁利用者	→			【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】復旧対策関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ○近畿地方整備局港湾空港部 ・大阪湾BCPの情報伝達に係る図上訓練を実施している。 ・災害協定の見直しを実施している。 ○大阪府都市整備部事業管理室、大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所 ・各事業主体において、（一社）日本建設業連合会・（一社）大阪建設業協会・（社）浚渫業協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 ○大阪市建設局 ・（一社）日本建設業連合会、（一社）大阪建設業協会と締結している、災害時の応援復旧の協力に関する協定に基づき、意見交換を実施している。 ○大阪港湾局 ・大阪湾ＢＣＰの情報伝達に係る訓練に参加している。 （課題） ○大阪港湾局 ・包括的協定の実効性を向上させる必要がある。
	施策の方向性④ 施策項目（C） アクション目標（24） 対象被害項目	情報の共有化を図る 早期に港湾機能を回復する 復旧情報の共有 防潮対策・施設・港湾機能						
	施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（28） 対象被害項目	被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 船舶・港湾機能						
	【内容】	自然災害発生後における水域の漂流物を迅速に回収できる体制の継続および航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施体制を継続する。 また、被災後の各施設（岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等）の復旧に向けた復旧体制を継続する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
23	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（16） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 港湾機能・仕組み作り	大阪港ＢＣＰの推進	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市建設局 大阪船主会 大阪港運協会 大阪港タグセンター事業協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 近畿運輸局 神戸市港湾局 協定締結先				【対象災害】地震・津波、台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】大阪港ＢＣＰ・海上対策関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・「大阪港BCP協議会」の開催および情報伝達訓練を実施している。 ○大阪海上保安監部 ・大阪港台風等災害防止措置実施要領を改正した。 ・船舶津波対応要領を改正した。 ○大阪税関 ・地震・津波・風水害を想定した業務継続計画（BCP）を策定しており、大阪港BCPとの連携についても規定している。 ○大阪港湾局 ・大阪市震災総合訓練と連携した情報伝達訓練を実施している。 ・被災コンテナ処理対策を検討している。 ・瓦礫や漂流物、コンテナ等の仮置き場候補地を検討している。 ○大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社 ・大阪港埠頭㈱及び阪神国際港湾㈱保有資産の応急復旧及び事業継続のための事業継続計画を阪神国際港湾㈱において策定している。 （課題） ○大阪海上保安監部 ・他機関との連携を強化する必要がある。 ○大阪港湾局 ・継続的な計画の見直し・改善により大阪港BCPの実効性を向上していく必要がある。 ○大阪船主会 ・大阪船主会各会員（各船主会社）は各々独自の防災対策、海難事故対応手順を社定しており、自然災害に伴う各所有船舶の被災・運航状況を共有・統合することは難しい。 ○大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社 ・大阪・神戸両港湾管理者と連携を図り、定期的な整備の見直しが必要である。
	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（24） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 復旧情報の共有 港湾機能						
	施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（28） 対象被害項目	被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 港湾機能・仕組み作り						
	【内容】	危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送（重要機能）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。 （経過） ・平成27年度　「大阪港BCP・海上対策関係小会議」の分科会として設置した「大阪港BCP協議会」により 「大阪港BCP」　を策定。 ・平成28年度　地震・津波アクションプランに位置付け取組み開始。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
24	施策の方向性③ 施策項目（A） アクション目標（18） 対象被害項目	避難・救助を支援する 自然災害による被害の発生を防ぐ 人の避難の迅速化 人	要避難者の避難の迅速化	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市経済戦略局 臨港4区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ○大阪府西大阪治水事務所 ・各機関の研修として、「津波・高潮ステーション」を活用して、防災啓発活動を実施している。 ○大阪市危機管理室 ・水害ハザードマップの更新及び大阪市防災アプリの周知を行った。 ○大阪市経済戦略局 ・災害情報等を多言語で入手できるサイト「Osaka Safe Travels」の広報カードを市内の観光案内所や宿泊施設等の旅行者が多く訪れる施設に配架している。 ・大阪観光局が運営するウェブサイトOSAKA INFOに「Osaka Safe Travels」のリンクを平時より掲載している。 ・一時滞在施設を確保するため、宿泊施設との協定締結に努める。 ○臨港4区役所 ・津波浸水のおそれがある区において継続して津波避難ビル等の確保を進めている。 ○大阪港湾局 ・浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。 （課題） ○大阪市経済戦略局 ・より多くの人への「Osaka Safe Travels」の周知が必要である。 ・一時滞在施設を増やす必要がある。 ○臨港4区役所 ・津波想定では湛水して長期間移動できなくなる。 ・区内において、高層のビルやマンションが少ない。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、積極的な企業・事業所が減少している。
	【内容】	各管理主体において、来訪者や港湾労働者、外国人が要避難者となった場合、迅速に避難できるよう取り組みを継続する。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
25	施策の方向性④ 施策項目（C） アクション目標（25） 対象被害項目	情報の共有化を図る 早期に港湾機能を回復する 支援情報の発信 港湾機能	被災後の使用可能港湾施設の情報の発信	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪港湾局 【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】情報関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 〇近畿地方整備局港湾空港部 ・「DiMAPS」による情報発信を継続している。 〇大阪港湾局 ・「大阪港BCP」において、協議会構成員と岸壁等の使用可否について、web会議も活用し情報共有訓練を実施している。 （課題） 〇大阪港湾局 ・大阪港BCPの実効性を向上していく必要がある。
	施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（27） 対象被害項目	被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 復旧支援体制の確保 港湾機能						
	【内容】	被災後の物流機能を確保するため、引き続き利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行う。						

	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等		項目名称		短期	中期	長期	
26	施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（23） 対象被害項目	被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 情報伝達機能の確保 港湾機能	非常用電源の設備改良・整備	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	■			【対象災害】地震・津波、台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】復旧対策関係小会議 【令和３年度 進捗状況等】 ・令和２年度に平成30年台風21号の影響による施設内発電設備回路等の見直しや浸水対策に伴う港湾防災センター・鶴町電気事務所の設備改良を行うとともに、本庁（大阪港湾局分室）に非常用電源を整備した。
	【内容】	災害発生時において、初期初動の指揮命令機能を確保できるよう非常用電源の整備を行う。						

５．アクション項目別達成期間・実施主体・小会議の一覧

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間			小会議						実施主体																												
																		大阪府				大阪市												ライフライン								
				短期（令和５年度末）	中期（令和７年度末）	長期（令和１０年度末）	維持管理関係	防潮施設関係	大阪港ＢＣＰ・海上対策関係	啓発関係	情報関係	復旧対策関係	国土交通省近畿地方整備局 防災室	国土交通省近畿地方整備局 河川部	港湾空港部	大阪海上保安監部	財務省大阪税関	警察本部	政策企画部危機管理室	都市整備部事業管理室	都市整備部河川室	都市整備部西大阪治水事務所	危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	臨港４区役所 此花区役所	臨港４区役所 港区役所	臨港４区役所 大正区役所	臨港４区役所 住之江区役所	大阪港湾局	淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ＮＴＴ	大阪ガス	関西電力送配電	企業（港運・倉庫）	企業（マリーナ運営）	企業（港運）	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業（港運・船社・倉庫）
1	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	各施設の定期点検と補修の継続・充実	→	→	→	■							★	★							★	★							★						★	★									
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																							
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止																																							
	対象被害項目	防潮対策・施設																																							
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる																																							
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																							
	アクション目標（2）	津波波力の低減																																							
	対象被害項目	施設・港湾機能																																							
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる																																							
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																							
	アクション目標（6）	物流機能の確保																																							
	対象被害項目	施設・港湾機能																																							
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																							
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																							
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保																																							
	対象被害項目	防潮対策・施設																																							
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																							
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																							
	アクション目標（8）	津波波力の低減体制の確保																																							
	対象被害項目	防潮対策・施設																																							
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																							
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																							
	アクション目標（11）	物流機能の被害低減体制の確保																																							
	対象被害項目	施設・港湾機能																																							
2	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	在来地区の防潮堤の嵩上げ	○				■																						★															
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																							
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止																																							
	対象被害項目	防潮対策																																							
3	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	埋立地における浸水対策の実施			○		■																						★															
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																							
	アクション目標（4）	堤外地の浸水被害の低減																																							
	対象被害項目	防潮対策																																							
4	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	小型船舶被害低減策の強化・啓発	→	→	→				■											★									★											★				
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																							
	アクション目標（5）	流出被害低減機能の確保																																							
	対象被害項目	船舶																																							
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																							
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																							
	アクション目標（12）	流出被害低減体制の確保																																							
	対象被害項目	船舶																																							

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間			小会議					実施主体																											
				短期（令和５年度末）	中期（令和７年度末）	長期（令和１０年度末）	維持管理関係	防潮施設関係	大阪港ＢＣＰ・海上対策関係	啓発関係	情報関係	復旧対策関係	国土交通省近畿地方整備局				大阪府				大阪市															ライフライン							
													防災室	河川部	港湾空港部	大阪海上保安監部	財務省大阪税関	警察本部	政策企画部危機管理室	都市整備部事業管理室	都市整備部河川室	都市整備部西大阪治水事務所	危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	臨港４区役所 此花区役所	臨港４区役所 港区役所	臨港４区役所 大正区役所	臨港４区役所 住之江区役所	大阪港湾局	淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ＮＴＴ	大阪ガス	関西電力送配電	企業（港運・倉庫）	企業（マリーナ運営）	企業（港運）	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業（港運・船社・倉庫）
5	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（6） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 施設・港湾機能	耐震強化岸壁の整備			○	■								★																★																
	施策の方向性⑥ 施策項目（B） アクション目標（30） 対象被害項目	災害支援拠点機能を発揮する 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の支援 施設・港湾機能																																												
6	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（5） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 流出被害低減機能の確保 物品・港湾機能	コンテナ流出防止対策の継続	→	→	→				■																					★								★							
	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（6） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 港湾施設																																												
7	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（6） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 港湾機能	堤外地における受変電設備の嵩上げ	○			■																												★	★										
8	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（6） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 港湾機能	荷役機械の暴風・浸水対策	→	→	→	■																							★				★				★						★			
9	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（6） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 港湾機能	上屋建物の暴風に対する補強の実施	→	→	→	■																							★																
10	施策の方向性① 施策項目（A） アクション目標（1） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害の発生を防ぐ 堤内地の浸水被害の防止 施設・港湾機能	防潮堤耐震化の推進	○				■												★	★		★							★																
11	施策の方向性① 施策項目（B） アクション目標（3） 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 堤内地の浸水被害の低減 防潮対策	官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実	→	→	→		■										★	★	★	★	★				★	★	★	★	★														★	★	★	
	施策の方向性② 施策項目（A） アクション目標（7） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害の発生を防ぐ 堤内地の浸水被害防止体制の確保 防潮対策																																												
	施策の方向性② 施策項目（B） アクション目標（10） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 堤内地の浸水被害低減体制の確保 仕組み作り																																												

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間			小会議					実施主体																											
				短期（令和５年度末）	中期（令和７年度末）	長期（令和１０年度末）	維持管理関係	防潮施設関係	大阪港ＢＣＰ・海上対策関係	啓発関係	情報関係	復旧対策関係	国土交通省近畿地方整備局				大阪府				大阪市													ライフライン							
													防災室	河川部	港湾空港部	大阪海上保安監部	財務省大阪税関	警察本部	政策企画部危機管理室	都市整備部事業管理室	都市整備部河川室	都市整備部西大阪治水事務所	危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	臨港４区役所 此花区役所	臨港４区役所 港区役所	臨港４区役所 大正区役所	臨港４区役所 住之江区役所	大阪港湾局	淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ＮＴＴ	大阪ガス	関西電力送配電	企業（港運・倉庫）	企業（マリーナ運営）	企業（港運）	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業（港運・船社・倉庫）
12	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	官民合同避難訓練実施に向けた支援	→	→	→				■											★								★																
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																											
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保																																											
	対象被害項目	人																																											
	施策の方向性③	避難・救助を支援する																																											
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																											
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化																																											
	対象被害項目	人																																											
13	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実	→	→	→		■													★								★														★			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																											
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保																																											
	対象被害項目	防潮対策																																											
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																											
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																											
	アクション目標（12）	流出被害低減体制の確保																																											
	対象被害項目	物品																																											
14	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	港湾で働く労働者等の防災・減災知識の充実と自主防災への意識の向上	→	→	→				■								★			★	★							★																★
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																											
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保																																											
	対象被害項目	人																																											
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																											
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																											
	アクション目標（13）	防災意識の啓発																																											
	対象被害項目	施設・物品																																											
	施策の方向性③	避難・救助を支援する																																											
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																											
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化																																											
	対象被害項目	人																																											
	施策の方向性④	情報の共有化を図る																																											
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																											
	アクション目標（21）	避難情報の充実																																											
	対象被害項目	人																																											
	施策の方向性④	情報の共有化を図る																																											
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																											
	アクション目標（22）	防災情報の普及																																											
	対象被害項目	施設・物品																																											

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間 短期（令和５年度末）	中期（令和７年度末）	長期（令和１０年度末）	小会議 維持管理関係	防潮施設関係	大阪港ＢＣＰ・海上対策関係	啓発関係	情報関係	復旧対策関係	実施主体 国土交通省近畿地方整備局 防災室	河川部	港湾空港部	大阪海上保安監部	財務省大阪税関	大阪府 警察本部	政策企画部危機管理室	都市整備部事業管理室	都市整備部河川室	都市整備部西大阪治水事務所	大阪市 危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	臨港４区役所 此花区役所	港区役所	大正区役所	住之江区役所	大阪港湾局	淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ライフライン ＮＴＴ	大阪ガス	関西電力送配電	企業（港運・倉庫）	企業（マリーナ運営）	企業（港運）	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業（港運・船社・倉庫）
15	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	関係機関による緊急時情報発信の充実			→					■											★				★	★	★	★	★				★							★						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保																																														
	対象被害項目	人																																														
	施策の方向性③	避難・救助を支援する																																														
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化																																														
	対象被害項目	人																																														
	施策の方向性④	情報の共有化を図る																																														
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（21）	避難情報の充実																																														
	対象被害項目	人																																														
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																														
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（14）	情報伝達体制の確保																																														
	対象被害項目	仕組み作り																																														
	施策の方向性④	情報の共有化を図る																																														
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保																																														
	対象被害項目	施設・物品																																														
16	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	高潮避難に関する避難勧告基準の作成	○					■													★																										
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保																																														
	対象被害項目	人																																														
17	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	新たな高潮浸水想定図に基づくハザードマップ・避難計画の作成	○					■													★																										
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保																																														
	対象被害項目	人																																														
18	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	定期的な防災連絡会議（委員会）等の開催による情報共有			→					■		★	★	★	★		★	★	★	★	★	★	★		★	★	★	★	★	★	★	★	★									★				
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（14）	情報伝達体制の確保																																														
	対象被害項目	仕組み作り																																														
	施策の方向性④	情報の共有化を図る																																														
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保																																														
	対象被害項目	仕組み作り																																														
19	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保			→						■								★	★	★		★							★																	
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（15）	防潮機能復旧体制の確保																																														
	対象被害項目	防潮対策																																														
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する																																														
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（26）	防潮機能の復旧																																														
	対象被害項目	防潮対策																																														

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間 短期（令和５年度末）	中期（令和７年度末）	長期（令和１０年度末）	小会議 維持管理関係	防潮施設関係	大阪港ＢＣＰ・海上対策関係	啓発関係	情報関係	復旧対策関係	実施主体 国土交通省近畿地方整備局 防災室	河川部	港湾空港部	大阪海上保安監部	財務省大阪税関	大阪府 警察本部	政策企画部危機管理室	都市整備部事業管理室	都市整備部河川室	大阪市 都市整備部西大阪治水事務所	危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	臨港４区役所 此花区役所	港区役所	大正区役所	住之江区役所	大阪港湾局	淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ライフライン ＮＴＴ	大阪ガス	関西電力送配電	企業（港運・倉庫）	企業（マリーナ運営）	企業（港運）	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業（港運・船社・倉庫）
20	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	被災状況調査の充実	→	→	→						■			★							★								★																		
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保																																														
	対象被害項目	船舶・港湾機能																																														
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する																																														
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（28）	物流機能の復旧																																														
	対象被害項目	船舶・港湾機能																																														
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する																																														
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（24）	復旧情報の共有																																														
	対象被害項目	港湾機能・施設																																														
21	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	○								■																		★											★							
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保																																														
	対象被害項目	船舶・物品・港湾機能																																														
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する																																														
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（28）	物流機能の復旧																																														
	対象被害項目	船舶・物品・港湾機能																																														
22	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	官民連携による大阪港復旧体制の継続	→	→	→						■			★							★		★						★																		
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保																																														
	対象被害項目	船舶・港湾機能																																														
	施策の方向性④	情報の共有化を図る																																														
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（24）	復旧情報の共有																																														
	対象被害項目	防潮対策・施設・港湾機能																																														
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する																																														
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（28）	物流機能の復旧																																														
	対象被害項目	船舶・港湾機能																																														
23	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	大阪港ＢＣＰの推進	→	→	→			■						★	★	★				★	★	★						★			★	★	★	★	★	★										
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保																																														
	対象被害項目	港湾機能・仕組み作り																																														
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																														
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（24）	復旧情報の共有																																														
	対象被害項目	港湾機能																																														
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する																																														
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する																																														
	アクション目標（28）	物流機能の復旧																																														
	対象被害項目	港湾機能・仕組み作り																																														

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間			小会議						実施主体																													
													国土交通省近畿地方整備局					大阪府				大阪市													ライフライン								
				短期（令和５年度末）	中期（令和７年度末）	長期（令和１０年度末）	維持管理関係	防潮施設関係	大阪港ＢＣＰ・海上対策関係	啓発関係	情報関係	復旧対策関係	防災室	河川部	港湾空港部	大阪海上保安監部	財務省大阪税関	警察本部	政策企画部危機管理室	都市整備部事業管理室	都市整備部河川室	都市整備部西大阪治水事務所	危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	臨港４区役所 此花区役所	臨港４区役所 港区役所	臨港４区役所 大正区役所	臨港４区役所 住之江区役所	大阪港湾局	淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ＮＴＴ	大阪ガス	関西電力送配電	企業（港運・倉庫）	企業（マリーナ運営）	企業（港運）	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業（港運・船社・倉庫）
24	施策の方向性③	避難・救助を支援する	要避難者の避難の迅速化							■												★	★			★	★	★	★	★	★										★					
	施策項目（Ａ）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																								
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化																																								
	対象被害項目	人																																								
25	施策の方向性④	情報の共有化を図る	被災後の使用可能港湾施設の情報の発信								■				★															★														
	施策項目（Ｃ）	早期に港湾機能を回復する																																								
	アクション目標（25）	支援情報の発信																																								
	対象被害項目	港湾機能																																								
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する																																								
	施策項目（Ｃ）	早期に港湾機能を回復する																																								
	アクション目標（27）	復旧支援体制の確保																																								
	対象被害項目	港湾機能																																								
26	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する	非常用電源の設備改良・整備	○								■																		★														
	施策項目（Ｃ）	早期に港湾機能を回復する																																								
	アクション目標（２３）	情報伝達機能の確保																																								
	対象被害項目	港湾機能																																								